

平成29年第4回東浦町議会定例会
 一般質問通告一覧 平成29年12月8日（金）・11日（月）

日	順位	質問議員 (頁番号)	質問事項
8日 (金)	1	平林良一 (P2)	1 非核平和自治体としての平和行政について 2 森岡祖母懐の太陽光発電計画について 3 社会教育施設の使用制限について
	2	小松原英治 (P5)	1 保育園保育料の見直しについて 2 子育て世代包括支援センターについて
	3	向山恭憲 (P6)	1 太陽光発電所にも自然環境保全を 2 南海トラフ巨大地震に対する学校の防災対策の継続を
	4	杉下久仁子 (P8)	1 東浦町の子育て応援と子ども支援をより良いものへ 2 ごみ袋有料化の再検討を求め、「家庭系ごみ減量化計画（案）」について問う
11日 (月)	5	秋葉富士子 (P11)	1 認知症の対策について 2 振り込め詐欺の対策について 3 町制施行70周年を記念して
	6	田崎守人 (P13)	1 公共施設等の更新問題への対応は 2 須賀川周辺住民の安全安心を
	7	長屋知里 (P15)	1 主権者教育について
	8	前田明弘 (P17)	1 保育園、小中学校の防災教育について 2 公衆道徳の涵養 ^{かんよう} について

質問順位 1 9番議員 平林良一（日本共産党東浦町会議員団）

1 非核平和自治体としての平和行政について

10月22日投票で行われた衆院選挙で安倍政権の与党が3分の2を占めたが、これは森友・加計問題や改憲などの争点を隠し、さらに野党共闘が解散直前に分断されたことによる「敵失勝利」であった。有権者は、必ずしも自民党の改憲を支持したわけではない。我が党は、市民と野党の共闘をあきらめずに追求して、立憲主義勢力の躍進に貢献した。世界の流れとして、国連で核兵器禁止条約が122か国の賛成で締結され、50か国の署名で発効した。ところが、世界で唯一の被爆国の日本政府がこれに背を向けていることは極めて異常であり、恥ずかしいことである。この条約実現に貢献したICANが今年のノーベル平和賞を授与されたことは、日本の被爆者を勇気づけた。

さて、一連の北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射などは絶対許せない蛮行であり、開発資金を絶つための経済制裁とアメリカ、北朝鮮との直接の対話で解決を図るべきだ。安倍政権はトランプ大統領の北朝鮮への先制攻撃も含めた強硬路線を全面支持している。アメリカが先制攻撃をすれば核戦争になり、韓国だけでなく日本も甚大な被害を受けることは想像に難くない。戦争を絶対避けるための交渉を最優先で行う必要がある。

本町は非核・平和都市宣言の自治体として一定の平和行政を展開してきたことは評価するところだが、核戦争が現実的脅威となっている今日、政府に対してこれを阻止するための行動が求められている。

- (1) 国会では、改憲賛成勢力が8割にも上り、憲法改正の発議がいつでも可能な国会情勢だが、「憲法9条を守れ」の国民世論の高まりでこれを阻止することができると確信している。町長の見解を問う。
- (2) 核兵器禁止条約は、核兵器を化学兵器や生物兵器と同じように、使用はもちろん、保有することも開発することも禁止するものである。核戦争を阻止するために、政府に対して核兵器禁止条約に署名批准を求めていく考えは。
- (3) 非核・平和宣言をどこでも読めるように宣言文の碑を設置したり、小中学校や公共施設にプレートを掲示する考えは。
- (4) 非核都市宣言をしていない東海市では、中学2年生を沖縄へ全員派遣して沖縄戦の実相を学ばせている。町主催で被爆者や戦争体験者などの講演を聞く会を開催する考えを伺う。
- (5) 先日、全国一斉にJアラートの試験警報が流されたが、今後、警報に従ってミサイル攻撃から身を守るという訓練を行うと考えられるが、こういう訓練は、子どもたちに誤った戦争観を与えるので、やるべきではないと考えるがどうか。

2 森岡祖母懐の太陽光発電計画について

財務省は、国立長寿医療研究センターの敷地の一部を民間に売却し、そこに太陽光発電所が建設される計画が進んでいる。これまでは、病院と森岡台の境界に緩衝

帯のような雑木林となっていたところだが、国は1ヘクタールほどを売却した。境界に町有地の排水路があり、売却には相談があったのではないか。この樹林に隣接している住民が、自然を壊さないよう訴えているが、あま市の業者は、国が奨励している事業だと発電計画を進める姿勢だ。

- (1) この国有地の土地の売却の話は町にあったか。あった場合、その内容はどのようなもので、町の対応はどうだったか。
- (2) 都市計画道路健康の森線の西側はあいち健康の森公園となっており、道路の東側のこの樹林は、景観としても良好で、隣接住民の生活環境を守るものである。あいち健康の森公園の一部として、国は県に買い上げをさせる話はなかったのか。
- (3) 太陽光発電所の建設計画では、樹林を伐採してパネルを3000枚ほど並べ、周囲に幅5メートルほどの樹木帯を設置するという。樹木が伐採され、草もなくなれば保水性が失われ、土砂崩れが起きやすくなる。砂防法に基づく対策や樹木の伐採の制限などを県に求めていく考えはあるか。
- (4) 太陽光発電所の設置については、太陽光発電建設指導要綱で自治会に説明をして理解を得ることとしているが、説明会の案内は森岡台のほんの一部の住民に限定している。それでいいのか。
- (5) 環境アセスメントを太陽光発電にも適用できるように国に求めていく考えは。

3 社会教育施設の使用制限について

社会教育施設、公民館が、今ではコミュニティセンターと名を変えたが、地域の社会活動や文化活動の拠点として活用されている。安価で借りられ、大人数が収容でき、災害時には避難所となって住民に身近な施設となっている。ところが、利用の目的が政治的になると申込みにもいろいろ制限がされる。政党の宣伝は困るとか、広く呼びかけるのは困るとか、どういう人が参加するのかとプライバシーにかかわることなどを聞く。日本国憲法と同時期に制定された社会教育法の目的は、憲法を国民がよく理解できるよう、学校教育だけでなく地域の青少年や成人にも教育していこうというものだ。公民館の事業として禁じていることと施設管理する規制を混同しているように思える。

- (1) 公民館がコミュニティセンターに名前を変えたが、公民館類似施設として社会教育法・公民館法を適用しているのか。
- (2) 社会教育法第23条の禁止事項で「特定の政党の利害に関する事業を行う」というのは、施設を事務所のように使わせたり、公民館職員が手伝ったりしてはならないということではないのか。政治的利用は第20条でいう「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る」ために第22条でいう「施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」に合致すると考えるが、当局の見解を伺う。
- (3) 日本の若者は、欧米に比べて政治意識が低いことが指摘されている。そのことは年代別の投票率に表れている。ドイツでは、再びナチスが台頭しないように、学校教育の中で歴史や政治についてしっかり教えているが、日本はそれができな

いでいる。日本社会の健全な発展のために、政治集会を自由化することが必要と考えるが、当局の見解を求める。

質問順位 2 10番議員 小松原英治 (至誠会)

1 保育園保育料の見直しについて

平成29年9月7日に開催された全員協議会において、平成30年度から保育園保育料の見直しをする旨の説明を受けた。そこで当局に伺う。

- (1) 見直しをする具体的内容は。
- (2) 現在の保育料決定方法の開始時期、及び導入当時の目的は。
- (3) 今回の見直しにより対象となる世帯数、及び年間の影響見込額は。
- (4) 見直しにより生じる影響額を財源にして、どのような事業を実施する予定か。

2 子育て世代包括支援センターについて

子育て世代包括支援センターを平成30年度に設置予定とのことから、当局に伺う。

- (1) 子育て世代包括支援センターの具体的業務内容は。
- (2) 子育て世代包括支援センターの運営費概算額は。

質問順位 3 15番議員 向山恭憲 (至誠会)

1 太陽光発電所にも自然環境保全を

東浦町内では、太陽光発電所設置による自然環境破壊、生活環境影響及び災害発生危惧といった地域社会を脅かす事態が広がろうとしています。緒川新田地区の緑豊かな里山の自然林を伐採して、しかも住宅団地直近に建設する太陽光発電所計画が判明した時点から心配されたことです。太陽光発電所が環境破壊する方法により設置されるという本末転倒の事業に地元住民が建設反対運動を发起し、その活動に賛同する署名数は1万人を超すなど、町内外で広く支持されており、地元自治会も建設反対を表明しています。

しかし、こうした自然環境破壊を伴う太陽光発電所建設を規制し、また建設するにしても地域住民との合意形成のもとで遂行されることを前提条件とする等、法的整備が確立できていないことが、地域住民が苦悩する事案の拡大に至っている要因と考えます。本年6月議会にてこうした事案を打開するための町条例の制定を提案し了承されましたが、未だ条例制定がされていません。そこで、対応状況等について伺います。

- (1) 条例制定ができていない理由は。そして、制定に向けた今後の対策は。
- (2) 前文に示した「緑豊かな里山の自然林を伐採して、しかも住宅団地直近に建設する太陽光発電所事業」は、「東浦町の環境を守る基本条例」における第2条（基本理念）(3)の「環境問題は地球的規模の問題であることを認識し、環境の保全等に対する支障を未然に防ぐことを旨としなければならない」に反する行為であると考えます。したがって、自然環境を破壊する太陽光発電所の設置は東浦町にあっては建設できないと考えます。町の所見を伺います。
- (3) 前文に示した「緑豊かな里山の自然林を伐採して、しかも住宅団地直近に建設する太陽光発電所事業」は、「東浦町の緑の基本計画」の「第4章 緑地の保全及び緑化の目標」における施策の「緑を守る―残された緑を守る―樹林地の保全、開発における緑の保全指導」に合致していないと考えます。合致させる方策について、町の所見を伺います。
- (4) 太陽光発電所が環境破壊する方法により設置されるという本末転倒の事業に対し、地元住民の建設反対運動の活動の中で、町に太陽光発電所計画の撤回を陳情に出向いた際などに「事業者の活動する権利や土地所有者の私権の制限、財産権の侵害などに繋がる恐れがある」という理由で町条例で規制できないと返答されています。では地元の「先住住民の生活権が脅かされる恐れがある」という住民の声は、聞き入れられないのでしょうか。住民の疑問・不信感を払拭し、住民の切なる要望に応じていただきたく、町の所見を伺います。
- (5) 「東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」について伺います。
 - ア 当指導要綱の制定・施行の趣旨は。
 - イ 当指導要綱における町や太陽光発電事業者のとるべき行動は、「東浦町の環境を守る基本条例」の第3条（町の責務）の「町は、基本理念にのっとり、自然

的及び社会的条件に応じた環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」及び第5条（事業者の責務）の「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、町の規制及び指導を遵守し、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。」であると考えます。遵守するための条例に掲げる責務と方策について、町の所見を伺います。

ウ 当指導要綱における第4条（太陽光発電事業者の責務）のうち、「地元自治会等との良好な関係を保つよう」とあるが、この「良好な関係」とは具体的にはどういった状態を指すか。

エ 当指導要綱における第6条（地元自治会等への説明）には、「事業者は、前条の規定による届出後に、地元自治会等へ設置事業の内容等について十分な説明を行い、地元自治会等の意向を把握し、理解を得るよう努める」とあるが、地元への説明は届出前であるべきと考えます。また、この「説明会」では、「地元自治会等と合意形成が必要である」とすべきと考えます。町の所見を伺います。

2 南海トラフ巨大地震に対する学校の防災対策の継続を

南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策の必要性がより高まっています。学校は地域住民にとっても重要な避難拠点でもあることから、より念入りな対策が必要と考えます。

(1) 昨年6月議会の一般質問で、今後も「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づき点検実施、施工していくと回答いただきました。その状況と成果を伺います。

(2) 学校校舎内での教職員の履物について、サンダルのような簡易なものを着用しておられる方を見受けます。震災時には、子どもたちを守るためにも、自身を守るためにも、しっかりした履物着用が必要と考えます。状況を伺います。

質問順位 4 8 番議員 杉下久仁子（日本共産党東浦町会議員団）

1 東浦町の子育て応援と子ども支援をより良いものへ

「子育て応援のまち、日本一を目指して」をスローガンとして、東浦町の子育て応援施策が推進されてきた。

子ども医療費無償制度の中学校卒業まで拡充、「こどもと親のほっとライン」、子育て支援センター「うららん」の設置、児童クラブの対象学年や利用時間の拡大、困ったときの一時保育、病児・病後児保育、そして多様な保育料軽減制度など様々な支援がある。

これからの子育て支援と子どもへの支援について伺う。

(1) 保育料軽減制度について

保育料の軽減制度には、平成21年度から始まった「兄弟同時入所、二人目から無料」となる制度がある。それが、今年9月に「平成30年度から一部世帯（所得課税額57,700円未満の世帯）を除いて廃止され、二人目から半額負担を求めることになる」と説明があった。

核家族世帯が多く、働き方も非正規雇用や派遣雇用など多様化され、保育園の入園を希望する家庭や経済的負担の軽減は切実な要求であると考えられる。

そこで、以下について伺う。

ア 上記で述べたような情勢の中、東浦町だからこそ保育園に入りやすいと考えていた保護者もいる。「兄弟同時入所、二人目から無料制度」を存続すべきと考えるがどうか。

イ 平成16年から公立保育園の運営に対する国の公費負担が廃止され、普通交付税に算入された。「具体的にどれだけ交付税に影響があるか、詳細は確認できない」と説明資料で述べられているが、国からの交付税が適切だったかどうかの検証はされているか。

ウ 国で話し合われている「幼児教育の無償化」に対して、東浦町の今回の制度廃止は逆行していると考えますが、どのように捉え、考えているか。

(2) 子どもへの支援について

今年9月の全員協議会で報告された「平成30年度東浦町保育園保育料見直しについて」では、これからは従来の「親に対する支援」から子どもに視点を向けた「子ども支援」を施策、政策に取り入れていく旨の説明もあった。

現在、「虐待や暴力のある家庭」、「居場所やつながりをもたない高校生」、「性的搾取の対象になりやすい中高生」、「SNSの危険」など青少年を取り巻く様々な問題がある。

ア 「子ども支援」は青少年も対象としているか。

イ 10代後半の若年層は、児童福祉法の対象となる。制度上は児童相談所の対応となるが、東浦町では児童相談所と児童福祉司の対応はどのようになっているか。

ウ 「子ども支援」は児童課・学校教育課・福祉課など横の連携で取り込まれる

が、前述した青少年を取り巻く問題に対して、予防も含めた具体的な施策は検討されているか。あれば、どのような内容か。

2 ごみ袋有料化の再検討を求め、「家庭系ごみ減量化計画（案）」について問う

今年の11月24日に「第3回東浦町環境審議会」が開催され、ごみ袋有料化を主要施策とした「東浦町家庭系ごみ減量化計画（案）」の原案が賛成多数で可決し、附帯意見と合わせて町長へ審議会としての答申が出された。

附帯意見は、「①住民に新たに経済的な負担等が生じることになる家庭系ごみ有料化は、その手数料の額や導入の時期などについて、慎重に決定してください。②ごみ排出量の減量化を進めるためには、家庭系ごみの有料化のみならず、資源化のさらなる推進など、他の施策の推進にも取り組んでください。」であった。

(1) 環境審議会からの附帯意見に対する見解と具体的な対策は。

(2) ごみの処理は地方自治法第2条に基づき、自治体が住民税で賄う公共施策である。ごみ袋有料化によって、手数料という名目で非課税世帯に新たな税負担を求めることになりえる。このことについて、どのように考えているか。

(3) 有料化の目的にある「ごみの減量化①ごみを減量し、資源化率を向上させます」について

ア 資源化率を向上させることで、ごみの減量につなげるという逆転の発想にはならないのか。

イ ごみの分別回収を開始するとき、事前の住民周知として職員が出前講座のような形で分別方法をレクチャーした、と聞いている。小字単位に近い形で行われたこの方法を再度行うことで資源化率の向上につながると考えるが、どのように考えているか。

ウ もえるごみの約30%を占める生ごみも処理方法によって、ごみの重量に大きく影響してくる。

東浦町では平成12年度から「生ごみ処理機の助成制度」が開始された。しかし、「導入から17年が経過したことで制度の利用状況から、ごみ減量に対して一定の成果を得ることができた」として今年度で終了する。

助成制度導入前後の検証はされたか。また、制度の終了は減量化計画と矛盾していないか。

(4) 有料化の目的「住民負担の公平性②ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します」について

ア 家庭から出る生活系ごみ排出量は減少傾向にあり、住民個々のごみ減量努力がなされ、また、コミュニティによる活動も一役を担っていると考えられる。その状況で、どうしても出さざるを得ないごみに対し「公平な負担」の名目で一律に手数料を取ることは、「経済力がなければ、自分で処理してください」とも受け取られるが、どう考えているか。

イ やむを得ず有料化を求めるのであれば、9月議会でも提案した一定量無償配

布が、より公平性が高いと考える。住民負担を最小限に抑え、袋の製造単価分の負担で一定量のごみ袋を提供し、それよりも超えた分の袋に大きく手数料を加算する方式に転換できないか。

(5) 有料化により、不法投棄の拡散につながる恐れがあるが、どう考えているか。

(6) 新たにごみ処理施設と有料化によるごみ減量について

ア 新たな処理施設を建設するに当たって、現状の処理施設よりも処理費用を削減できるように炉の焼却容量を設定されていると考えるが、何を指標にして見積もったのか。

イ 焼却容量の見積りを例年の平均排出量から設定されたのであれば、有料化によって2年後には2割排出量を減らす、という根拠は必要ないと考えられる。

有料化を前提としない、ごみの減量や資源化率の向上に重点を置いた計画を再検討するよう改めて伺う。

質問順位 5 13番議員 秋葉富士子（公明党東浦）

1 認知症の対策について

厚生労働省は平成27年1月に認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」を発表し、7つの柱を中心に推進してきました。そして、本年7月にこれを改定し、新たな目標を掲げて認知症対策を加速させています。

また、愛知県においても本年9月に「あいちオレンジタウン構想」を発表し、国立長寿医療研究センターや認知症介護研究・研修大府センターなどが集積する「あいち健康の森」とその周辺地域、つまり本町と大府市を「認知症に理解の深いまちづくり」の先進モデルにするとしています。

本年10月28日、東浦町認知症施策の1つとして認知症フォーラム in 東浦が開催され、今年度は若年性認知症をテーマに映画上映と特別講演があり、約260名の住民の参加がありました。昨年開催された認知症フォーラム in 東浦も、会場の文化センターに入りきれないほどの住民の参加があり、認知症に対する住民の関心の高さを表わしていると思われま。

国、県の施策とともに多くの住民が関心を持っている認知症の対策について、本町では東浦町地域包括ケア推進会議の認知症施策部会を中心に取り組まれています。それらについて質問いたします。

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進の取り組みとして「認知症サポーター養成講座」があります。

ア 本町では今年度、町内すべての小学4年生と中学1年生を対象として「認知症サポーター養成講座」を実施しましたが、その内容と課題について伺います。

イ 認知症の方も日常利用すると思われる、スーパーや理美容室などの事業所に「認知症サポーター養成講座」を受講していただくことが認知症の人にやさしい地域づくりに有効だと思いますが、考えを伺います。

(2) 認知症の原因となる病気の中には、早期に治療すれば治せるものもあります。

また、認知症を早期発見して専門医に診てもらったり、適切な介護をしたりすれば家族の負担を軽減できるとも言われています。そうした観点から、国は平成30年度までに全市町村に「認知症初期集中支援チーム」の設置を進めています。平成27年第4回の定例会での答弁で、本町も「平成30年4月設置予定」とのことでしたが、進捗状況について伺います。

(3) 国は今後、65歳未満の認知症である若年性認知症の施策を強化するとしています。愛知県では認知症介護研究・研修センター作成の「若年性認知症ハンドブック」の周知・普及や「若年性認知症コーディネーター」の配置などを実施しています。本町の取り組み、今後の予定について伺います。

2 振り込め詐欺の対策について

愛知県警察によると電話などを用いて、対面することなく被害者をだまし、指定口座にお金を振り込ませるなどして現金をだまし取る特殊詐欺には、オレオレ詐欺

や架空請求詐欺などの「振り込め詐欺」と金融商品等取引名目などの「振り込め詐欺以外の特殊詐欺」があります。そして、平成29年6月までの愛知県内の特殊詐欺被害の約97%が振り込め詐欺の被害となっています。

また、内閣府は本年11月27日「治安に関する世論調査」の結果を発表しましたが、それによりますと「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪」は「インターネットを利用した犯罪」が60.7%でトップとなり、「警察に特に力を入れて取り締まってほしい犯罪」も「インターネットを利用した犯罪」が51.2%と最も多くなっています。そこで、電話やインターネットを利用した振り込め詐欺の被害や、不安から住民を守るための対策について質問いたします。

- (1) 本町で実施している振り込め詐欺の対策について伺います。
- (2) 振り込め詐欺の注意喚起のためのシールの配布、振り込め詐欺防止のための電話機器等への補助を提案しますが、考えを伺います。
- (3) 振り込め詐欺などの相談は、窓口が高齢者相談支援センターや消費生活センターなど複数であると思われます。その相談の情報を関係課（防災交通課、福祉課、高齢者相談支援センター、商工振興課）で共有し、注意喚起の情報を住民に発信することが、振り込め詐欺の被害から住民を守ることに有効だと考えます。その仕組みを作ることを提案しますが、考えを伺います。

3 町制施行70周年を記念して

昭和23年6月1日東浦村が東浦町へと町制施行され、来年で70周年を迎えることとなりました。町制施行時の人口は15,677人でしたが、名古屋市に近いこともあり、昭和45年以降大規模な住宅開発が進むなどして人口は増え続け、最新の人口は本年10月31日現在50,413人となっています。

本町では平成28年2月「東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組まれています。5つの基本目標の1つに「結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる」とありますが、そのような観点から若い世代が本町で結婚し、家庭を持ち、子どもを産み育てることは喜ばしいことだと考えます。

また、来年の町制施行70周年の記念事業については、平成29年第3回定例会において本町に対する愛着と誇りを高め、歴史と文化を継承し、更なる発展を目指す契機とするため実施すると答弁されています。そこで、町制施行70周年を記念して、本町で結婚し、子どもを産む若い世代に対する取り組みを提案いたします。

- (1) 「出生届」と「婚姻届」を本町独自のものを作成することを提案しますが、考えを伺います。
- (2) 「出生届」、「婚姻届」を提出した際に、関係書類等を町制施行70周年記念のクリアファイルやバインダーなどに入れて住民に渡したり、記念のパネルを作って、「婚姻届」を提出する住民が記念撮影できる場所を提供することを提案しますが、考えを伺います。

質問順位 6 3番議員 田崎守人 (高志会)

1 公共施設等の更新問題への対応は

私たちは日々の生活を営む中で、様々な公共施設等を利用しています。

道路や上下水道などのインフラに加え、保育園や学校、コミュニティセンターや公民館、図書館や体育館などの建物もあり、これらは私たち住民の日々の暮らしを支え、豊かさや便利さを作り出しています。

その公共施設等の多くが、都市化の進展とともに集中的に整備されてきたもので、近い将来これらの「公共施設等」を一斉に更新する時期がやってきます。

また、これに合わせるように人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進んで財政状況が悪化し、現状のままでは必要性の高い公共施設等でも、良好な状態を保てなくなる恐れがあります。

これが「公共施設等の更新問題」だと捉えています。

本町においても、今後「公共施設等の更新問題」については、避けて通れないものだと認識し、この議会の場でも東浦町公共施設等総合管理計画の目的や位置づけ、施設の現状や将来見通しなどを理解し、更には公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を、まずは広く共有する必要があると考えて、以下についてお伺いします。

(1) 東浦町公共施設等総合管理計画策定時の現状認識と本計画の目的は。

(2) 本計画の位置づけは。

(3) 施設の現状と将来見通しについて。

ア 建物についての現状認識は

イ インフラについての現状認識は

ウ 人口についての将来見通しは

《参考情報》

年		H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
愛知県	総人口	7,410,719	7,470,407	7,440,404	7,348,135	7,213,147	7,046,425	6,855,632
東浦町	総数	49,800	50,640	50,765	50,425	49,725	48,800	47,676
	0～14歳	7,607	6,972	6,462	6,007	5,609	5,416	5,297
	15～64歳	32,260	31,511	31,291	31,148	30,428	29,154	27,181
	65歳以上	9,934	12,157	13,012	13,270	13,688	14,230	15,198

▲男女・年齢（5歳）階級別データ 『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）

エ. 中長期的な更新等に係る経費見込み及び財源見込みは

・将来負担の推計

・財政状況（普通会計）

2 須賀川周辺住民の安全安心を

本町は、平成29年10月22日から23日にかけての大雨を想定し、藤江コミュニティセンターや生路児童館などに避難所を開設しました。開設後、実際に避難された方々もいます。

大雨は深夜過ぎまで続き、須賀川の水位は上昇し、藤江地区の住民445世帯 1,326人に避難勧告が発令されました。

須賀川周辺の住民が今後、安全で安心して住み続けるためには須賀川の早期改修が必要だと考え、お伺いします。

- (1) 須賀川の越水の可能性について、本町の認識は。
- (2) 現状の問題点を何（位置）と捉えているか。
- (3) 改修に向けた、これまでの取り組み経過は。
- (4) 改修計画案はあるのか。またその内容は。
- (5) 改修実現にむけた現在の課題は何か。
- (6) 今後の取り組みについての考えは。

《参考情報》



▲東浦町河川監視カメラマップ

質問順位 7 11番議員 長屋知里 (至誠会)

1 主権者教育について

平成 27 年の公職選挙法改正に伴い、選挙権が18歳に引き下げられました。総務省の発表によると、昨年の第24回参議院議員通常選挙では 18 歳は 51.28%、19 歳は 42.30%であり、18歳と19歳を合わせると46.78%となり、全体の投票率54.70%を下回りました。今回の第48回衆議院議員総選挙においても、18歳は50.74%、19歳は32.34%であり、18歳と19歳を合わせると41.51%となり、全体の投票率53.68%を下回る結果となりました。

選挙は多様化する社会情勢に対応する施策を講ずるための民意の反映方法であり、投票率を主権者意識や社会・政治に対する住民意識の指標と考えたとき、投票率の低さは主権者意識・住民意識の低さと捉えられます。若者の政治離れ・政治意識の希薄化が叫ばれて久しく、若者の政治意識や投票行動の分析がされる中で、改めて主権者教育の重要性が指摘されています。単に投票率を上げるためではなく、主権者意識を高めるために、20年後30年後を創っていく子どもたちにとって、主権者教育は喫緊の課題と考えます。

そこで、本町における主権者教育の在り方について伺います。

(1) 第48回衆議院議員総選挙について

今回の第48回衆議院議員総選挙における本町の18歳・19歳の選挙人の有権者数・投票者数及び投票率並びにその投票率の考察と、今後の投票率を上げるための見解を伺います。

(2) 主権者教育の目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとありますが、本町においての主権者教育についての教育的観点からと、行政的観点からの見解を伺います。

(3) 小中学校の教育の現場で、現在行われている主権者教育の取り組みについて伺います。

(4) 行政として、現在行われている主権者教育の取り組みについて伺います。

(5) 本来の小中学校における児童会・生徒会は、学校生活の改善・向上をその会員である全生徒が、自分たち自身の課題として捉え、考え、会員として参加するとともに、児童・生徒を代表する役員などを通じて自発的・自治的に行われるべきもので、学級会の役割もまた、自分たちで意思決定し、行動し、自分たちの問題を自分たちで解決することであり、それにより子どもたちの自治意識・自立能力を育てることと考えますが、現状の活動内容及び先生方の指導について伺います。

(6) 主権者教育とは、現在と未来の社会を作るため、政治に参画（意思決定のプロセスに参加）することを目指して、若者が「知り、考え、意見を持ち、論じ、決める」ことを学んでいく教育であり、主権者として社会の中で自立し、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができ

る力を身に付けさせることであります。

また、教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものであります。

以上のことから、主権者教育は、本町の平成28年3月に定めた「東浦町の教育大綱～豊かな心をはぐくむ人づくり～」に施策の方針として加えるべき重要な教育と考えますが、見解を伺います。

(7) 本町が、今後目指す主権者教育について伺います。

質問順位 8 5 番議員 前田明弘 (清流会)

1 保育園、小中学校の防災教育について

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が600人を超えるなど甚大な被害が発生した。そのような中、日頃の防災教育の成果を生かして幼児、児童生徒等が率先して避難した事例も見られるなど、防災教育の重要性が改めて認識された。これを受け、文部科学省では、各学校における「学校防災マニュアル」の充実に資するために「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、災害時における学校対応等に関する調査から防災教育等の見直しを行った。最終報告を平成24年7月に取りまとめるとともに、防災教育に関する教職員向けの総合的な参考資料である「地震・津波災害を想定した学校防災マニュアル作成のための手引き」を作成し、全国の学校等へ配布した。

また、防災教育の充実に向けて、平成24年度から児童生徒等が「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防災教育の手法の開発・普及を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施しており、平成26年度には、特に「南海トラフ巨大地震」における津波被害想定地域で重点的に実施された。

平成27年度には、交通安全や防災等を含めた学校安全管理への取り組みを総合的に支援する「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施している。この事業では、地域の特色に応じた防災教育の開発や学校防災アドバイザーの派遣、防災ボランティア活動の推進に係る学校の取り組みを支援している。

そこで本町の保育園、小中学校の防災教育についての取り組みについて伺う。

- (1) 保育園での防災教育の取り組みと今後の課題について伺う。(資料①・②)
- (2) 小学校での防災教育の取り組みと今後の課題について伺う。(資料③)
- (3) 中学校での防災教育の取り組みと今後の課題について伺う。(資料③)
- (4) 本町の全国瞬時警報システム(Jアラート)への対応と取り組みについて伺う。
- (5) 本町職員の防災意識の向上のための防災教育について伺う。

2 公衆道徳の^{かんよう}涵養について

国の世論調査で、少年非行の中でも社会風潮の最も大きな問題点として、社会全般の規範意識や公衆道徳、すなわち、「モラル」の低下を挙げた人が6割近くに達している。モラルが低下した大きな理由の一つとしては、放任とも思われる個人主義の浸透ではないだろうか。社会のだれもが平等に尊重されるには、「相手を思いやる心」を育み、自らを抑制することが必要になってくる。すべての人が「心やすらか」に暮らせる健全な社会を築くためには、それは義務でもある。

しかし、他人に迷惑をかけ、不快な思いをさせることが未だに行われている。具体的には、「迷惑駐車」、「違法チラシ」、「ごみや空き缶のポイ捨て」、「歩きたばこ」、「落書き」、「電車内での携帯電話」等、目に余ることもしばしばである。法に触れなければ何をやってもよいという風潮が間違った認識を増幅させたのではないだろう

うか。

そこで、周囲の人に迷惑をかけないよう、公共の場所でのマナーについて伺う。

- (1) 橋下やバイパスの高架下の「落書き」への対応について伺う。
- (2) 「ペットのフン」や「ポイ捨て」対策について、町と各地区コミュニティとの連携について伺う。
- (3) 公共の場所でのマナーについて、保育園、小中学校での道徳教育について伺う。
- (4) 各地区のモラル啓発活動の取り組みと活動団体への支援について伺う。

資料① 町内保育園 避難訓練 計画表（年少児・年中児・年長児）

月	種類	内容（園児の活動）
4	地震 火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災と地震の合図の違いを知る。 ・火災や地震の恐ろしさを知り、訓練の必要性を知る。 ・年中少児が年長児の訓練の様子を見て要領を覚える。
5	火災 (給食室から)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時の避難の仕方を知る。 ・給食室からの出火を想定して行う。 ・2階からの避難は押ししたり、慌てたりしないで落ち着いて出る。
6	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の避難の仕方を知る。 ・指示に従い、皆と一緒に行動する。 ・2階からの避難は落ち着いて行動する。 ・避難する際は落下物に気を付ける。
7	地震 火災	<ul style="list-style-type: none"> ・冷静に指示を聞いて行動する。 ・合図を聞き分け、指示に従い、素早く外に避難する。
8	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・指示に従い落ち着いて行動することの大切さを知る。 ・保育室で保育中に地震発生想定。 ・身体を低くし、頭の上に手を乗せ素早く戸外へ避難する。
9	不審者 訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の指示を聞いて安全な場所へ避難する。 ・不審者が侵入した時の避難方法を確認する。
10	火災	<ul style="list-style-type: none"> ・戸外遊び時に火災が発生した時の集合避難の仕方を知る。
11	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとり避難訓練の意味を理解し行動できるようにする。 ・指示と合図をよく聞いて行動する。
12	防火訓練 火災 (2階保育室から)	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材を通し、火災の恐ろしさを知る。 ・指示に従い、皆と一緒に機敏に行動する。
1	地震 火災	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な避難行動の確認をする。 ・指示を聞き皆と一緒に落ち着いて行動する。
2	火災	<ul style="list-style-type: none"> ・保育中、保育室のストーブからの出火を想定。 ・身近な危険物（ストーブ）を知り、近付かないことを確認する。 ・自分の担任以外の保育士の指示を素直に聞き避難する。
3	総合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から自ら身を守るようにする。 ・頭部の保護などを自らできるようにする。 ・1年間のまとめとして、火災と地震の恐ろしさを、防ぎ方を確認し合う。

資料② 町内保育園 避難訓練 計画表 (乳児用)

月	種類	目的	指導と誘導
4	地震 火災	・室内の安全な場所に子どもを集める。	保育士の周りにいる
5	火災 (給食室から)	・窓を閉め避難車に乗せる。	避難車に乗る。
6	地震	・室内の安全な場所に子どもを集める。	保育士の周りにいる
7	地震 火災	・安全な場所に子どもを集め手順よく避難車に乗せる。	避難車に乗る。
8	地震	・合図後、避難車に素早く乗せる。	避難車に乗る。
9	不審者訓練	・不審者が侵入した時の対応方法を覚える。	午睡中は全てのカーテン、鍵を閉め、起こさず待機する。
10	火災	・担任以外の保育士でも嫌がらず避難させる。	自分勝手な方へ行かないように注意する。
11	地震	・その場に合った避難をさせる。	第一避難場所へ誘導する。
12	防火訓練 火災	・担任以外の保育士でも嫌がらずに避難させる。 ・身近な所で火災が発生した場合の消火の仕方を覚える。	消防署から指導を受ける。
1	地震 火災	・保育士の役割をしっかりと把握しているかどうか確認する。	誘導の仕方を確認する。
2	火災	・火災の際の避難に時間をかけないようにする。	できるだけ短時間で誘導する。
3	総合	・地震及び火災発生時の避難の仕方の区別を知らせる。	第一避難場所へ誘導する。

資料③ 町内小中学校 防災訓練 計画表

小中学校	月	避難目的	目的と内容
藤江 小学校	4	地震	<p>(地震について)</p> <p>地震についての理解を深め、緊急時に機敏に行動し、臨機の処置が取れるように、事前指導と実施訓練を年1～2回行う。</p> <p>(風水害について)</p> <p>全児童生徒が安全に早く避難できるように、保護者への引き渡しや下校指導を行う。</p> <p>(火災について)</p> <p>火災についての理解を深め、火気取り扱いの心得を知り、火災時において臨機の処置が取れるように、事前指導と実施訓練を行う。</p> <p>(不審者について)</p> <p>不審者に会った場合の児童生徒の安全確保のための危機管理と危険回避の重要性を知り、実地訓練を行う。</p>
	5	風水害	
	9	地震	
	10	不審者 火災	
生路 小学校	5	地震 風水害	
	8	火災	
	10	不審者	
片葩 小学校	5	風水害	
	9	地震	
	10	不審者	
	11	火災	
石浜西 小学校	4	地震	
	5	不審者	
	6	風水害	
	9	地震	
	12	火災	
緒川 小学校	4	地震	
	5	不審者	
	6	不審者 (抜き打ち)	
	9	地震 (抜き打ち)	
	11	火災	
1	不審者 (抜き打ち)		
卯ノ里 小学校	5	地震	
	6	不審者	
	9	地震	
	11	火災	
森岡 小学校	6	風水害	
	10	地震	
	11	火災	
東浦 中学校	4	地震	
	6	風水害	
	11	火災	
北部 中学校	4	地震	
	5	風水害	

	11	火 災	
西部 中学校	6	地 震	
	9	風水害	
	12	火 災	